

WS-5 脳死下臓器提供時における組織提供活動範囲の拡大に向けた施策について

小川真由子¹、東井 英二¹、福嶋 教偉¹、藤田 知之¹、今村 友紀²、渡邊 和誉³、
岩田 誠司⁴、金城 亜哉⁵、小林順二郎¹、北村惣一郎¹

¹国立循環器病研究センター 移植部、²兵庫医科大学病院、³(公財)兵庫アイバンク、
⁴(公財)福岡県メディカルセンター、⁵福岡大学

現在、組織の採取・保存・供給作業は当該組織バンクを有する施設が担う体制になっているため、国立循環器病研究センター組織保存バンク（以下当バンク）では、心臓弁・血管の採取活動範囲を大阪府・兵庫県・奈良県に限定している。平成22年の臓器移植法改正後、全国と同じく、当バンク活動域においても心停止下臓器提供数は減少し、心停止下臓器提供時の心臓弁・血管提供数は減少した。一方、脳死下臓器提供時における血管の提供及び、心臓が医学的理由などで提供されなかった際の心臓弁としての提供数は増加している。そこで、当バンクでは組織提供意思をさらに活かせるよう、西日本地域において脳死下臓器提供時における心臓弁・血管提供の活動域を拡大するための検討を重ねてきた。円滑な提供のためには関連機関、臓器・組織コーディネーター（以下Co.）、採取医の連携が必須であり、関係構築のために昨年度実施した種々の施策について報告する。9月に「心臓弁・血管移植施設による組織採取連携体制の構築」にむけ、西日本の心臓弁・血管移植施設を対象に説明会を行い、連携に賛同した8施設を拠点とし「拠点施設と当該地域を担当するCo.との連携強化」を図った。8月、2月にCo.研修、2月に移植・採取講習会を開催し、延べCo.22名、医師17名の参加を得、検討を深めた。今後、これらの施策をもとに活動域を拡大し、連携体制を確立・強化することで、心臓弁・血管提供数の増加に繋がると考える。